

記

【共通事項】

- 1 人命の保護を第一として、複数人で作業を行う、降雪の被害により倒壊のおそれのある施設には近づかないなど、除雪等作業時の安全確保を徹底する。
また、気象情報に留意するとともに、落雪のおそれのある屋根に登ったり、軒下は歩かないようにするなど、融雪が進行する状況下の事故の防止を徹底する。
融雪に伴い、河川等が急激に増水することがあるので、そのような場合は近づかないようにする。
- 2 特に、平年の降雪量が少ない地域など、融雪対策の経験が少ない地域においては、今後の融雪促進及び融雪等に伴う農作物等の被害拡大防止に向けて徹底した指導を図る。
- 3 大雪に伴う被災施設の復旧に当たっては、農作物の栽培事情や資材の供給状況も考慮し、どの施設を優先的に復旧するか優先順位を決めて対応する。

【水稲】

大雪により育苗施設に被害が生じ、地域の育苗施設のみでは苗の確保に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等からの供給を求めることができるように、あらかじめ地域間での苗の融通について協力体制づくりを進める。

融雪が遅れることが見込まれる地域においては、融雪促進剤を活用するなど、本年の気象動向に即した適期移植が図られるよう準備を進め、必要に応じて移植時期の調整を検討する。その際、移植日や苗の老化、安全成熟晩限期（平均気温が12℃未満となり登熟停止すると仮定される時期）に留意する。

【麦類】

積雪期間が長くなると雪腐病が発生しやすくなるため、融雪促進剤の散布により融雪を促進し、雪腐病の抑制・軽減に努める。

平年を上回る積雪量の地域が多く、今後の雪解けによる融雪水の停滞により、生育の遅れや枯死といった湿害が発生しやすくなることから、排水路の詰まり等の点検・補修、溝切り等により排水対策を徹底し、湿害の防止に努める。

11月中旬以降の低温により生育が遅れている地域が多いことから、融雪後は麦の生育状況、土壌の状態に留意し、適期に適量の追肥を行うなど生育の促進を図る。

【野菜】

育苗床の設置に当たっては、日照、風向等環境条件を十分に考慮するとともに、融雪促進剤の散布を行うほか、融雪が大幅に遅れることが見込まれる地域では除雪を行い、適期育苗に努める。

また、作付予定地等において平年よりも融雪が相当に遅延すると見込まれる場合には、除雪、融雪促進剤の散布等により融雪を促進するとともに、ほ場内からの排水を図ることにより、湿害の防止に努める。

さらに、地域の共同育苗施設等のみでは苗の円滑な供給に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等に応援を求めることができるように、あらかじめ地域間での苗の融通について協力体制づくりを進める。

【果樹】

融雪期にあっても気象情報に留意し、大雪等が見込まれる場合には「積雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成30年1月19日付け29生産第1824号生産局農業環境対策課長通知）に基づき、対策を進めるとともに、融雪期の対策に当たっては、特に以下の事項に留意する。

- (1) 数日間の晴天が見込まれる時期を見計らい、融雪促進剤を散布する。併せて、融雪水の排水対策を行い、湿害防止に努める。
- (2) 枝折れ等の被害状況を確認し、樹体の損傷の程度に応じて、ボルト等を使っての損傷部の癒合や改植を検討する。また、損傷した樹体は病虫害の被害を受けやすいので、発生動向に十分注意し、適切な防除に努める。
- (3) 野そ害の防止のため、樹幹と周囲の雪に隙間が生じた際には、樹幹基部の空洞部への殺そ剤の投入や樹幹周囲の雪の踏み固めを実施する。

【茶】

無理に雪を落とさず、自然融雪を待つか融雪促進剤により融雪促進を行う。融雪前または融雪直後に茶園においてやむをえず改植等の作業を行う必要がある場合には、安全確保を徹底するとともに、必要最低限の作業にとどめる。融雪後、枝折れ等の被害を受けた枝の除去を行う。被害が大きく一番茶の収穫が望めない場合には、樹体状況に応じ、中切りや台切りによる更新処理を行い、樹形の回復に努める。

【花き】

積雪期間が長くなると、露地栽培の冬春期花きの生育遅延が生じやすいこと及び芝生の雪腐病が発生しやすいことを踏まえ、必要に応じて融雪促進剤を使用することにより、融雪の促進を図るとともに、排水対策も併せて実施する。

【てん菜・ばれいしょ】

播種や植え付け作業が早期に開始できるよう積極的に融雪の促進を図る。また、融雪水が停滞しやすい圃場では適切な排水対策に努める。

【なたね】

積雪期間が長くなると雪腐病が発生しやすくなるため、積極的に融雪の促進を図る。また、融雪水が停滞しやすい圃場では適切な排水対策を実施し、湿害の防止に努める。

【園芸施設】

融雪期にあっても気象情報に留意し、大雪等が見込まれる場合には「積雪及び寒害に伴う農作物等の被害防止に向けた技術指導の徹底について」（平成30年1月19日付け29生産第1824号生産局農業環境対策課長通知）に基づき、対策を進めるとともに、融雪期の対策に当たっては、融雪水のハウス内への侵入を阻止するため、施設周囲の「額縁排水」に努める。また、施設各部の損傷や被覆資材の緩み等を点検し、保守を行う。

苗の確保について、地域の共同育苗施設等のみでは苗の円滑な供給に支障を来すことが予想される場合には、近隣の共同育苗施設等に応援を求めることができるように、あらかじめ地域間での苗の融通について協力体制づくりを進める。

また、積雪の多い地域では、積雪下の低日照条件で生育すると、温度が適切であっても軟弱な生育になり、病害に対する感受性が高くなる傾向があるため、ハウス周辺の除雪及び栽培施設内の温度を高め積雪の自然落下を促進するほか、軟弱な生育と判断され

た場合には、注意深く生育状況を観察し、低温障害に注意しつつ、必要に応じて施設内換気とともに薬剤の散布を実施する。

【畜産】

1 施設の融雪水対策

- (1) 施設周辺で作業等を行う場合には、落雪のおそれがある場所を避けるか、事前に雪下ろしをするなど、落雪事故の防止に努める。
- (2) 農場敷地やパドック等の泥濘を早期に解消できるように、必要に応じて除雪や溝切り等の排水対策に努める。
- (3) 融雪水が畜舎や飼料庫、家畜ふん尿処理施設等の施設内に入らないように、排水路の確保等に努める。特に、家畜ふん尿処理施設内等に融雪水が入ると、家畜ふん尿が施設外に流出するおそれがあることに留意する。

2 飼料作物の融雪対策等

- (1) 融雪が遅く、雪腐病の被害が懸念される場合又は播種作業を早期に開始する場合には、必要に応じて融雪促進剤を散布するとともに、融雪水が停滞しやすいほ場では、適切な排水対策に努める。
また、収量確保のため、融雪・排水後に、周辺環境への影響にも配慮しつつ速やかに追肥を行うなど、適切な肥培管理に努める。
- (2) 融雪による道路の寸断等により農場への飼料等の搬入停止が懸念される場合には、「台風等災害発生時の家畜飼養の継続に向けた指導の徹底について」（平成29年7月14日付け29生畜第472号生産局畜産部畜産振興課長及び飼料課長連名通知）に基づき、飼料、燃料などの計画的な購入に努めるとともに、保管場所についても、分散して保管するなど工夫する。
また、浸水等により品質の低下した飼料を給与する場合には、栄養価、嗜好性等にも配慮し、家畜の生産性が低下することのないよう注意する。